

岩手県告示第585号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成28年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 日蔭

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
岩泉町	二升石	日蔭	55番1 62番5 45番3 62番1 50番2	標柱1号、2号、12号及び13号 標柱3号 標柱4号から7号まで 標柱8号及び9号 標柱10号及び11号